

計画の見直しにあたって(案)

1 見直しの背景と趣旨

本市では、平成29年度から令和5年度までの7年間を計画期間として、「ひらつか男女共同参画プラン2017」(以下「プラン」という。)を策定しました。

この度、プラン策定から3年余りが経過し、前期(平成29年度から令和2年度までの4年間)の最終年度を迎えました。この間、国による「働き方改革」の実現や、「女性の活躍推進」、「女性に対する暴力根絶」の強化を図るための法律や制度が整備されるほか、世界的な新型コロナウィルス感染症の流行に対し、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」と呼ばれる行動指針が示されるなど、社会情勢が大きく変化しました。これらの状況を鑑みるとともに、国が策定する「第5次男女共同参画基本計画」*(以下「第5次基本計画」という。)、平塚市総合計画(以下「総合計画」という。)をはじめ各課が所管している個別計画、令和元年に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、令和3年度から始まる後期に向けて見直しを行いました。

※ 第5次男女共同参画基本計画・・・男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、5年ごとに策定される法定の計画です。男女共同参画の推進、管理職に占める女性割合の上昇、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのない社会、新型コロナウィルス対策に対応した施策等を基本的な視点と取り組むべき事項として定めています。

2 見直し事項

(1) 防災に関する男女共同参画意識の醸成

第5次基本計画において、防災・復興における意思決定や対応現場にあたり、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組や、男女共同参画の視点からの取組を推進するよう定められています。本市では、防災訓練に加え、防災に関する男女共同参画意識のより一層の醸成を図るため、定期的に動画配信を行います。

(施策5「防災分野における女性参画の推進」-事業 16「防災に関する男女共同参画意識の醸成」)

(2) 女性へ向けた就労支援の方策

コロナ禍において、経済社会における男女が置かれた状況の違いから、女性は貧困等生活 上の困難に陥りやすくなっています。第5次基本計画において、男女共同参画の視点から女 性の就業・生活面の環境整備を進めるとしています。本市では、女性を対象とした就労セミ ナーを開催する等、職業生活において女性が活躍できるよう、参画と学習の機会を作ります。

(施策7「職業生活における女性の能力発揮のための支援」一新規事業1「女性のための 就労セミナー等の開催」)

(3) 多様で柔軟な働き方の推進

持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐためには、男女共同参画・女性活躍が不可欠です。第5次基本計画において、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、※認定の取得促進等の取組を推進するとしています。総合計画においても、仕事と子育てを両立する保護者が働きやすい環境づくりを進める企業を支援することを定めており、プランに反映しました。

(新規施策「多様で柔軟な働き方の推進」一新規事業2「男女がともに仕事と家庭生活を 両立できる環境づくり」)

※「えるぼし」とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定制度で、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業に発行される認定マークです。認定は、厚生労働大臣より送られます。

(4) 「働き方改革」を実現するための職場環境の整備

第5次基本計画において、個人の働き方やライフコースの多様化、家族形態の変化を踏まえつつ、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、社会の諸制度や育児・介護の支援基盤の整備を推進するとしています。本市では、「平塚市新型コロナウィルス感染症総合対策」において、感染症への対応を通じた経験を活かし、ICT※を活用して、在宅型テレワークやオンライン会議を実施する等、ワーク・ライフ・バランスの推進や業務効率の向上を図ります。

(施策8「仕事と生活の両立ができる職場環境の構築」-新規事業3「「働き方改革」を 実現するための職場環境の整備」)

※ I C T: Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術のこと。

(5) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

コロナ禍において、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。第5次基本計画では、女性に対する暴力に関する認識の向上や、暴力を絶対に許さないという社会規範の醸成を強化するとしています。令和元年に実施した市民意識調査においても、「DV行為をされたことのある市民の割合」は、前回調査(平成27年)と比較して上がっています。女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、相談窓口の周知や啓発活動を強化します。

(施策 16「DV防止のための啓発」-事業 56「「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発」)

(6) あらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備

児童、障がい者、高齢者に限らず、女性や外国籍市民等、あらゆる人々が安心して暮らせるよう、「防犯設備整備事業」、「青色防犯パトロール」、「子ども学習支援委託事業」、「多文化共生推進事業における一元的相談窓口の運営」を追加しました。また、総合計画において新たに位置付けた「高齢者権利擁護推進事業」及び「障がい者権利擁護推進事業」をプランに反映し、幅広く権利擁護の推進を図ります。

(施策 18「あらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備」 - (再)事業 56「「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発」、新規事業4「防犯設備整備事業」、新規事業5「青色防犯パトロールの実施と「ながら見守り」の推進」、新規事業6「子ども学習支援委託事業の実施」、事業62「障がい者の権利擁護推進」、事業63「高齢者の権利擁護推進」、新規事業7「一元的相談窓口の運営」)

(7) 生涯を通じた健康支援の推進

第5次基本計画において、人生 100 年時代の健康に向けた様々な取組を推進することとしています。本市では、市長の公約である「スマイル 100 歳時代」へ、フレイル予防や特定健康診査の受診率を向上させるほか、「平塚市健康づくり推進条例」に基づき、事業者と市で健康づくりの推進に係る協定を締結し、健康長寿の地域社会づくりを推進します。

(施策 19「生涯を通じた健康支援」―事業 66「健康増進事業の実施」、新規事業8「介護予防のための運動へのきっかけづくり」、新規事業9「特定健康診査・特定保健指導の受診率向上」

3 施策の内容 (案)

基本方針1 さまざまな分野における女性の活躍推進

指標

| 項目 | | プランスタート時 (平成 29 年4月) | 現状値 (令和2年4月) | 後期目標値 (令和5年度) |
|----|-------------------------|-----------------------|----------------------|------------------|
| 1 | 市役所の女性管理職(一般行 政職)の割合 | 12. 2% | 13. 7% | 25. 0%* |
| 2 | 市審議会等の女性割合 | (平成29年3月31日) 26.2% | (令和2年3月31日) 26.4% | 40.0% |
| 3 | 保育所等における待機児童数 | 32人 | 15人 | 0人 |

[※] 特定事業主行動計画(女性活躍推進法で地方公共団体に策定が義務付けられた計画。ここでは、「平塚市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」をいう。計画期間は令和3年度~7年度。)の目標値

施策

施策の方向1 意思決定過程への積極的な女性の登用推進

施策1 「市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進」(見直し事項なし)

指標である「市役所の女性管理職(一般行政職)の割合」は「13.7%」と、プランスタート時(12.2%)から微増しましたが、後期目標値(25.0%)には乖離している状況です。市民の生活に直結した市政に、男女双方の視点が活かされるよう、女性職員の管理職登用、能力開発、職域拡大に引き続き取り組みます。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---|----------------|--|-----|
| 1 | 女性職員の採用推 進 | 女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報し、女性受験者数の増加を図ります。 | 職員課 |
| 2 | 女性管理職の登用 推進 | 昇格試験受験者の男女比を、受験対象職員の 男女比と同比率に引上げます。 | 職員課 |

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---|------------------|---|-------|
| 3 | 女性職員の育成 | 女性職員を人事、財政、企画、議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。また、女性職員を対象とする研修を実施するとともに外部研修(自治大学校、市町村アカデミー等)に積極的に派遣します。 | 職員課 |
| 4 | 女性消防職員の採用 推進 | 女性消防職員の働きぶりや、やりがいなどを 広報等で周知することで、女性消防職員の魅力 を伝え、受験者及び採用者の増加を図ります。 | 消防総務課 |
| 5 | 女性隊長候補者の育 成 | 女性隊長候補者として育成するため、消防学 校教官・各種消防職員専科教育等に積極的に派 遣します。 | 消防総務課 |
| 6 | 女性消防職員のための職場環境整備 | 女性消防職員の職場環境が最適となるよう、 仮眠室の個室化、洗面所、トイレ等の整備を図 ります。 | 消防総務課 |
| 7 | 女性教職員の登用促 進 | 多様な経験を積めるよう県や国の研修へ積極的に派遣するなどし、市立小中学校における女性教職員の管理職等への登用を促進します。 | 教育総務課 |

施策2 「市審議会等への女性参画の推進」(見直し事項なし)

指標である「市審議会等の女性割合」は「26.4%」と、プランスタート時(26.2%)から微増しましたが、後期目標値(40.0%)には乖離している状況です。政策・方針決定過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、様々な意見を十分反映できるよう審議会等の委員等への積極的な女性の登用に引き続き取り組みます。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---|----------------------|--|---------------------|
| | 市審議会等への女 性委員の登用推進 | 審議会等の所管課に、「附属機関及び懇話会 等に関する指針」を徹底させます。 | 行政総務課 |
| 8 | | 「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵 守します。 | 各課 |
| | | 女性委員の割合が 40%に満たない審議会等 及び女性委員のいない審議会等について、原因 究明と解消に向けて取り組みます。 | 行政総務課 人権・男女共同参画課 |

施策3 「地域組織役員への女性参画の促進」(見直し事項なし)

自治会、PTA等の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、女性と男性が対等な立場で共に参画し、地域活動の方針を決定することができるよう引き続き取り組みます。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------------------|---|-------|
| 9 | 公民館運営委員の女 性委員の登用促進 | 公民館運営委員の女性登用促進について、 公民館運営委員推薦会に働きかけます。 | 中央公民館 |
| 10 | 平塚市PTA連絡協 議会の女性役員の登 用促進 | 平塚市PTA連絡協議会の役員選出につい て、女性登用促進を働きかけます。 | 社会教育課 |
| 11 | 地域づくりにおける 女性の視点の活用促 進 | 平塚市自治会連絡協議会の定例役員会等に おいて、地域づくりにおける女性視点の重要 性を周知します。 | 協働推進課 |

施策の方向2 地域社会における男女共同参画の促進

施策4 「男女の地域社会参画の支援」(見直し事項なし)

固定的な男女の役割分担意識をなくし、男女が性別にかかわらず対等に地域活動や社会活動に参画することができるよう、一人一人が地域の現状を振り返る機会や男女共同参画の視点に立った学習の機会を引き続き作ります。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------------------------|--|------------|
| 12 | 男女共同参画推進 登録団体と協働で 行う意識啓発 | 男女共同参画推進登録団体と共催で市民向けの啓発事業を実施します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 13 | 地域への意識啓発 | 「みんなのまち情報宅配便」等で各課職員が 地域で説明する際、本市の男女共同参画の状況 の資料を配布する等して、意識啓発をします。 | 各課 |
| 14 | 人権及び男女共同 参画に関する講座 の開催 | 男女平等や人権尊重について学習できる講 座等を公民館事業として地区公民館で開催し ます。 | 中央公民館 |

施策5 「防災分野における女性参画の推進」(見直し事項あり)

女性防災リーダーの育成を推進し、男女共同参画の視点を持った地域防災体制を整備するとともに、防災訓練に加え、定期的な動画配信を行い、より一層の男女共同参画意識の醸成を図ります。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------------|--|-------|
| 15 | 女性防災リーダーの育成 | 災害に備える知識や技術を学ぶ女性コミュニティ講座を開催し、女性防災リーダーを育成します。また、その女性防災リーダーが防災知識の普及啓発を推進する講師となることで、地域防災における女性参画の促進を図ります。 | 災害対策課 |
| 16 | 防災に関する男女 共同参画意識の醸 成 | 被災時において、男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や男女双方がリーダーとしての参画に十分配慮できるよう、定期的な動画配信や防災訓練により啓発します。 | 災害対策課 |

施策の方向3 職業生活における女性の活躍促進 (女性活躍推進計画を兼ねる)

施策6 「育児、介護などを社会的に支える環境づくり」(見直し事項なし)

指標である「保育所等における待機児童数」は「15人」と、プランスタート時(32人)から半減しました。子育てや介護が理由で、働きたくても働くことができない人やキャリアを中断し離職せざるを得ない人を引き続き支援して、子育てや介護などを社会的に支える取組の推進を図ります。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------------|--|--------|
| 17 | 子育て支援サービスの充実 | 全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービス、ファミリー・サポート事業、病児・病後児保育の充実を図ります。 | 保育課 |
| 18 | 放課後等デイサービスの実施 | 就学期の障がいのある子どもを対象に放課 後等の支援をするとともに、保護者支援の充 実を図ります。 | こども家庭課 |
| 19 | 放課後児童クラブの 充実・推進 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブの充実・推進を図ります。 | 青少年課 |

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------|--|------------|
| 20 | 認知症理解のための普及啓発 | 認知症になっても安心して暮らせるよう、 正しい知識を普及させるとともに、認知症の 方や家族を支援するサービスを提供します。 | 地域包括ケア推進課 |
| 21 | 家族介護教室の開催 | 介護負担が軽減できるよう、介護に関する 適切な知識及び技術が取得できる家族介護教 室を開催します。 | 地域包括ケア推進課 |
| 22 | 介護サービスの充実 | 高齢の家族が介護を要する状態になって も、介護離職等をせず活躍し続けるために、 高齢者も介護者も安心して暮らし続けられる よう、平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業 計画)に基づき、在宅医療や介護サービスの 充実を図ります。 | 介護保険課高齢福祉課 |

[※]ひらつか子育て応援プラン(第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画)の事業名に合わせ、事業 17 の「病後児保育」を「病児・病後児保育」に、事業 19 の「学童保育の充実」を「放課後児童クラブの充実・推進」にそれぞれ変更しています。また、事業 20、21 は組織変更により、担当課が「高齢福祉課」から「地域包括ケア推進課」に変更しています。

施策7 「職業生活における女性の能力発揮のための支援」(見直し事項あり)

コロナ禍において、経済社会における男女が置かれた状況の違いから、女性は貧困等生活上の 困難に陥りやすくなっています。職業生活において女性が活躍できるよう、情報提供、女性の就 業や起業、スキルアップ等を促進するための支援を行います。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------|--|-------|
| 23 | 市内事業所における啓発等 | 平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性の能力発揮のための取組の促進を図ります。また、機関紙「勤労ひらつか」及びホームページ等を通じて、関係情報を随時周知し、啓発します。 | 産業振興課 |
| 24 | 起業家支援事業の実施 | ビジネスコンペティションや女性コース等を設けた各種セミナーを開催し、起業に関する情報の提供や事業計画の評価をするとともに、融資制度における「新創業支援資金」及び付随する補助金制度、その他経営相談について実施します。また、ビジネスコンペティションで認定を受けた事業計画に対し、継続して経営を支援します。 | 産業振興課 |

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----------------------|---|------------|
| 25 | 商業経営セミナーの 開催 | 商店主等を対象に能力の発揮や女性目線によるイベント提案、商品 PR 方法等をテーマとしたセミナーを開催します。 | 商業観光課 |
| (新規) | 女性のための就労セ ミナー等の開催 | 女性を対象とした就労セミナー、個別就労 相談、高齢者向け就労支援セミナー等で女性 の就労を支援します。 | 産業振興課高齢福祉課 |

施策(新規) 「多様で柔軟な働き方の推進」

持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐためには、男女共同参画・女性活躍が不可欠です。子育てサポートや女性の活躍を推進するための環境づくりを促進する企業を支援します。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----------------------------------|--|-------|
| (新規) | 男女がともに仕事と 家庭生活を両立でき る環境づくり | 仕事と子育てを両立する保護者が働きやす い環境づくりを進める企業を支援します。 | 産業振興課 |



基本方針2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

指標

| | 項目 | プランスタート時 (平成 29 年4月) | 現状値 (令和2年4月) | 後期目標値 (令和5年度) |
|---|--|----------------------------|---------------------------|---------------------|
| 1 | 市役所における男性職員の育児休業取得率 | (平成 28 年度) 2.3% | (令和元年度) 10.6% | 15.0% ^{注1} |
| 2 | 市役所における担当長 ^{*1} 以 上のイクボス ^{*2} の割合 | ※参考値 (平成28年4月) 部長19人 | (令和2年3月31日) 86.6% | 100% |
| 3 | 6歳未満の子どもを育てている夫婦世帯における、夫の家事参加時間 ^{注2} 【男女共同参画市民意識調査】 | _ | (令和元年9月) 1日あたり 263分 | 1日あたり 270分 |
| 4 | イクボス認定事業所数 | 3社 | 40 社 | 48社 |

- ※1 担当長:平塚市組織における、最小組織単位の長
- ※2 イクボス: 次のことを満たしている上司・経営者・管理職で、部下や次世代、社会を育てるボスのこと ①部下の私生活とキャリアを応援している ②自らもワーク・ライフ・バランスを満喫している ③組織 の目標(利益等)を達成している
- 注1 POの注1と同じく、特定事業主行動計画の前期計画の目標値
- 注2 6 歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯の夫の 1 日当たりの「家事」「介護・看護」「育児」及び 「買い物」の合計時間(週全体平均)
- 注3 項目3と4の後期目標値(令和5年度)は、プラン策定時に設定していた値を超えたため、新たに設定した値となります。



施策の方向4 市の率先行動

施策8 「仕事と生活の両立ができる職場環境の構築」(見直し事項あり)

指標である「市役所における男性職員の育児休業取得率」は「10.6%」と、プランスタート時(2.3%)から上がりました。市役所における仕事と子育ての両立支援の取組みを推進するとともに、ICTを活用した「働き方改革」の実現に向けた職場環境を整備します。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------|-----------------------------------|--|----------|
| 26 | 仕事と家庭の両立支援の取組 | 各種両立支援制度に関する情報をハンドブック等にまとめ周知をするなど、休暇等の取得を促進します。また、研修等を通じ育児・介護休業等の制度理解を深めることにより、育児・介護休業等の取得者が円滑に職場復帰できるよう、休業中の連絡体制の確保等の必要な支援をします。 | 職員課 |
| 27 | ワーク・ライフ・バラ ンス(仕事と生活の 調和)の推進 | ワーク・ライフ・バランス及びポジティブ・オフ*を研修等で啓発し、推進します。また、休暇取得予定の早期周知による、年次有給休暇、夏季休暇の取得を促進します。 | 職員課 |
| 28 | 長時間勤務の改善 | 時間外勤務の縮減に向けた新たな制度を導入し、職員への周知を図ります。 | 職員課 |
| (新規) | 「働き方改革」を実 現するための職場環 境の整備 | 在宅型テレワークやオンライン会議を実施するなど、ICTを活用してワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や業務効率の向上を図ります。 | 職員課情報政策課 |

[※] ポジティブ・オフ:休暇を取得して外出や旅行などを楽しむことを積極的に促進し、休暇(オフ)を 前向き(ポジティブ)に捉えて楽しもう、という運動

施策9 「市役所におけるイクボスの推進」(見直し事項なし)

指標である「市役所における担当長以上のイクボスの割合」は「86.6%」と、後期目標値である「100%」には乖離している状況です。本市が率先してイクボスを推進し、モデル事業所としての役割を果たし、「働きやすいまち」を目指して、市内事業所に「イクボスのわ」を広げるよう引き続き取り組みます。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-----------|---|------------|
| 29 | イクボス養成と拡大 | 部下のマネジメントを担う担当長以上の職員にイクボス宣言の働きかけをするとともに、職員に向けた研修の開催と、イクボスのための情報提供をします。また、その取組を市内の事業所に向けて発信してイクボスの拡大を図ります。 | 人権・男女共同参画課 |

施策の方向5 男性の家事、育児、介護への参加の促進 (女性活躍推進計画を兼ねる)

施策 10 「男性の家事、育児、介護参画の意識づくり」(見直し事項なし)

指標である「6歳未満の子どもを育てている夫婦世帯における、夫の家事参加時間」は「263分」と、前期目標値(150分)を大きく上回る結果となりました。男性の育児、介護への参加を働きかけ、知識や技術の習得を支援し、家庭内の仕事について責任を分かち合うことができるよう引き続き取り組みます。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------|---|-------|
| 30 | 子育て力推進講座の 開催 | 男性の育児参加促進のため、親子を対象と した講座を地区公民館で開催します。 | 中央公民館 |
| 31 | 男性の生活自立促進 講座の開催 | 男性の生活自立を促進するため、料理教室などの講座を地区公民館で開催します。 | 中央公民館 |
| 32 | 父親のための育児支 援事業の実施 | 母親父親教室の開催や父子手帳等のリーフ レットを配布して、父親の子育てへの参画を 促進します。 | 健康課 |

施策 11 「男性自らの働き方の見直し」(見直し事項なし)

男性が従来からの仕事中心の生き方を振り返り、家庭において固定的な男女の役割分担意識を変えて自ら意識改革できるよう、引き続き意識啓発を実施します。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--|--|------------|
| 33 | 男女問わず働きやす い環境づくりをテー マにした講演会の開 催 | ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業 への支援として、労働セミナーを開催しま す。 | 産業振興課 |
| 34 | 各課事業における男性に対する働き方見 直しの視点の促進 | 市役所職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の見直しの重要性を理解し、各課事業の中で、男性や働く世代を対象とした事業が、男女共同参画や働き方の見直し意識を啓発する機会も担えるよう、意識と視点について啓発します。 | 各課 |
| 35 | 男性が参加するイベ ントでの啓発 | 男性自らが意識改革できるよう、市のイベントやスポーツ観戦などの場で、リーフレットを配布するなどし、意識啓発をします。 | 人権・男女共同参画課 |

施策の方向6 事業所の実施する働き方改革への支援 (女性活躍推進計画を兼ねる)

施策 12 「事業所におけるイクボスの推進」(見直し事項なし)

指標である「イクボス認定事業所数」は「40 社」と増えています。事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進することが、従業員の心身の健康や生産性の向上などにメリットがあることを周知するなど、引き続き取り組みます。

| 事業 | | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------------|--|------------|
| 36 | 事業所向けイクボス 認定制度の創設 | 事業所がワーク・ライフ・バランスを推進し、経営者も労働者も満足する新しい働き方へ改革するためのきっかけとなるようイクボス宣言をし、新しい働き方を推進していく事業所を認定する制度を作ります。 | 人権・男女共同参画課 |
| 37 | 総合評価入札制度の 検討 | 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを 推進する事業所を、入札制度において優遇す る取組について検討します。 | 契約検査課 |

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|--|-------|
| 38 | 市内事業所への啓発等 | 平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、働き方改革に向けた取組の促進を図ります。また、機関紙「勤労ひらつか」及びホームページ等を通じて、関係情報を随時周知し、啓発します。 | 産業振興課 |

施策 13 「女性活躍推進のための協議」(見直し事項なし)

ワーク・ライフ・バランスの推進について、事業所と情報交換や協議を行い、引き続き女性活躍の推進を図ります。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------------------------|--|---------------------|
| 39 | 情報交換の場づくりの促進 | 平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性活躍推進のための情報交換の場づくりを進めます。 | 産業振興課 人権・男女共同参画課 |
| 40 | 女性活躍推進協議会 による事業所の取組 促進のありかた協議 | 事業所と行政、市民が当事者として一体となり、どのようにしたら働き方改革が進み、ワーク・ライフ・バランスが推進されるか、取組を協議します。 | 人権・男女共同参画課 |



基本方針3 男女の心とからだを大切にする環境づくりの推進

指標

| 項目 | | プランスタート時 (平成 29 年4月) | 現状値 (令和2年4月) | 後期目標値 (令和5年度) |
|----|--|---|------------------|------------------|
| 1 | DVの相談ができる窓口を どこか一つでも知っている 市民の割合 【男女共同参画市民意識調】 | ※参考値 (平成27年11月) 女性のための相談 窓口を知っている 人の割合 22.6% | (令和元9月) 79.8% | 80.0% |
| 2 | 妊婦健診の受診率 | (平成 28 年度) 94.1% | (令和元年度) 96.7% | 98. 0% |

注1 項目1の後期目標値(令和5年度)は、プラン策定時に設定していた値を超えたため、新たに設定した値となります。

施策

施策の方向7 DVの根絶 (DV防止計画を兼ねる)

施策 14 「DV被害者に対する相談体制の充実」(見直し事項なし)

指標である「DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合」は「79.8%」と、前期目標値(50.0%)を大きく上回りました。より多くの被害者が安心して訪れることのできる相談窓口を認知できるよう、引き続き周知・啓発活動を行います。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------------------------|--|------------|
| 41 | 女性のための相談窓 口でのDV被害者か らの相談対応 | 市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応します。 | 人権•男女共同参画課 |
| 42 | 女性のための無料法 律相談会の開催 | DV被害者が無料で法律相談を受けられるよう、女性弁護士による相談会を開催します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 43 | 女性のための相談窓口の周知 | DV相談が受けられる窓口として、平塚市 女性のための相談窓口や県などの窓口につい て周知します。 | 人権・男女共同参画課 |

施策 15 「DV被害者の自立に向けた支援の充実」(見直し事項なし)

相談から自立まで切れ目のない支援を行い、DV被害者が自立できるよう関係機関と連携し、 引き続き支援の充実を図ります。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------------------|--|--|
| 44 | DV被害者の一時保護やその後の自立に向けた支援 | 県や警察などの関係機関との連携により、 適切にDV被害者を保護し、自立に向けて生 活安定のために支援します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 45 | 住民基本台帳事務における支援措置 | DV被害者の住民票や戸籍の附票の交付を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。 | 市民課 |
| 46 | 選挙人名簿抄本閲覧 等制限の適切な運用 | 関係課と連携し、選挙人名簿抄本閲覧制限の制度の適切な運用を行うことで、DV被害者の保護を図ります。 | 選挙管理委員会 |
| 47 | 各種税証明の発行制 限 | DV被害者の各種税証明の発行を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。 | 固定資産税課 |
| 48 | 生活に困窮する人に対する経済的支援 | 生活困窮にあるDV被害者に対し、生活の立て直し、自立に向けて、生活保護制度による経済的支援をします。 | 生活福祉課 |
| 49 | 生活保護受給者の自立に向けた支援 | 就労支援のため就労支援員を配置し、自立 支援の組織的対応を図ります。また、ハロー ワークと連携して「生活保護受給者等就労自 立促進事業」を実施し、個々の対象者の状況、 ニーズ等に応じた就労を支援します。 | 生活福祉課 |
| 50 | DV被害者の市営住 宅申込資格の緩和 | DV被害者のため市営住宅の入居に配慮し、申込資格の緩和を実施します。 | 建築住宅課 |
| 51 | DV被害者の各種手 続等への配慮 | 次の事項について、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるよう配慮することにより、DV被害者の保護を図ります。 ・保育所等への入所 ・児童手当の受給、小児医療証の交付等 ・国民健康保険への加入等 ・検診(健診)及び予防接種等の実施 ・市立小中学校への入学及び転校等 | 保育課 こども家庭課 保険年金課 健康課 教育総務課 |
| 52 | 「平塚市DV防止等 ネットワーク会議」 の開催 | DVの防止及びDV被害者への円滑な対応 と支援のため、市役所内外の関係機関で構成 するネットワーク会議を開催します。 | 人権・男女共同参画課 |

施策 16 「DV防止のための啓発」(見直し事項あり)

コロナ禍において、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。DVを防止し、暴力を許さない社会風土を形成し、女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、相談窓口の周知や 啓発活動を強化するとともに、若い世代への教育にも引き続き取り組みます。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------------------------|---|------------|
| 53 | 外国につながりのあ る市民への啓発 | 国際交流イベント等の市民が集まる場において、外国につながりのある市民を含めた幅 広い世代の方へDV防止等のちらしを配架・配布することにより情報提供し、DVの防止につなげます。 | 文化•交流課 |
| 54 | 学校でのデートDV 防止講座の開催 | 市内の中学校及び高等学校で、生徒や教員 に対しデートDV防止講座を開催します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 55 | 新成人へのデートD V防止の啓発 | 新成人へリーフレットを送付し、デートD V防止を啓発します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 56 | 「女性に対する暴力 をなくす運動」期間 における周知、啓発 | 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間 (毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週 間)に、DV <mark>や犯罪被害等の</mark> 防止を周知し、啓 発します。 | 人権•男女共同参画課 |

施策の方向8 心身の健康支援と性に関する理解の促進

施策 17 「ハラスメント防止のための啓発」(見直し事項なし)

男女が互いの尊厳を重んじ、男女共同参画社会の形成を進めるため、ハラスメントの防止に向けた啓発を引き続き実施します。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------------|---|-------|
| 57 | 市役所でのハラスメ ント防止の啓発 | ハラスメントの防止に向けて職員へ啓発し ます。 | 職員課 |
| 58 | 学校でのハラスメン ト防止の啓発 | ハラスメントの防止に向けて教職員へ啓発 します。 | 教育総務課 |
| 59 | 市民病院でのハラス メント防止の啓発 | ハラスメントの防止に向けて市民病院職員 へ啓発します。 | 病院総務課 |
| 60 | 事業所でのハラスメ ント防止の啓発 | 機関紙を活用して事業所に対して啓発するとともに、かながわ労働センター湘南支所と連携し、市役所での労働相談も実施します。 | 産業振興課 |

施策 18 「あらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備」(見直し事項あり)

ダイバーシティ社会の実現に向け、児童、障がい者、高齢者に限らず、女性や外国籍市民など 幅広く権利擁護の推進を図り、あらゆる人々が安心して暮らせるよう取組を強化します。

| | 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------|-------------------------------------|--|------------|
| _(再) 56 | 「女性に対する暴力 をなくす運動」期間 における周知、啓発 | 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間 (毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週 間)に、DVや犯罪被害等の防止を周知し、啓 発します。 | 人権・男女共同参画課 |
| (新規) | 防犯設備整備事業 | 防犯街路灯の設置や維持管理、自治会等による防犯カメラ設置への支援を行うことにより、地域における防犯設備の整備・充実を図ります。 | 危機管理課 |
| 61 | 家庭児童相談等の実 施 | 児童虐待等について、関係機関と連携して 相談業務や防止対策を行います。 | こども家庭課 |
| (新規) | 青色防犯パトロール の実施と「ながら見守 り」の推進 | 青色回転灯パトロール車によるパトロール、各自治体、公民館及び学校に「ながら見守り」のチラシ配布を実施します。 | 教育指導課 |
| (新規) | 子ども学習支援委託 事業の実施 | 将来の自立に向けた高等学校進学のため、 生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に学 習の支援をします。 | 生活福祉課 |
| 62 | 障がい者の権利擁護 推進 | 障がい者の生活上の様々な課題について、 個別相談支援により解決を図るとともに、相 談支援の対応力を高めるために相談支援事業 所職員のスキルアップに取り組みます。また、 「障害を理由とする差別の解消の推進に関す る法律」に基づく「不当な差別的取扱い」の禁 止と「合理的配慮」の実施について、理解促進 を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 63 | 高齢者の権利擁護推 進 | 判断力の低下により権利侵害を受けている 又はその可能性のある高齢者の権利擁護の視 点に立った相談支援、日常生活自立支援事業 の利用促進、成年後見制度の情報提供及び利 用相談、エンディングノートの活用等により、 自己決定に基づいた本人らしい生活を支援 し、安心して暮らし続けられるよう支援しま す。 | 高齢福祉課 |

| 事業 | | 事業概要 | 担当課 |
|------------------|----------------|---|--------|
| 64 | 高齢者虐待防止のための取組 | 高齢者虐待防止体制の整備を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見をするため市民への普及活動を行うとともに、虐待発生時の早期対応・解決ができる体制づくりを行います。 | 高齢福祉課 |
| (新規) 7 | 一元的相談窓口の運 営 | 13言語による外国籍市民の一元的相談窓口の運営を行います。 | 文化•交流課 |

施策 19 「生涯を通じた健康支援」(見直し事項あり)

指標である「妊婦健診の受診率」は「96.7%」と、プランスタート時(94.1%)から微増しました。「スマイル 100 歳時代」へ、フレイル予防や特定健康診査の受診率を向上させるほか、事業者と健康づくりの推進に係る協定を締結するなど、健康長寿の地域社会づくりを推進します。また、それぞれのライフステージにおける健康課題に関する正しい理解と知識を持つために学齢期からの健康教育を引き続き行います。

| 事業 | | 事業概要 | 担当課 |
|----|-----------------------------|---|-------|
| 65 | 妊産婦への支援 | 妊婦健診、妊婦歯科検診、妊産婦訪問、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、特定不妊治療費の助成、などを通して、健やかな妊娠・出産・産後を支援します。 | 健康課 |
| 66 | 健康増進事業の実施 | 喫煙予防、がん検診の受診勧奨、ライフス テージに応じた健康情報の提供等の健康増進 事業を、協定締結企業等と相互に連携しなが ら協働で実施します。 | 健康課 |
| 67 | 学校教育における性 教育、健康教育の実 施 | 小中学生の性に関する正しい知識や、薬物、 喫煙等による健康被害の理解を深めるため に、保健体育の授業や学級活動において健康 教育を計画的に実施します。 | 教育指導課 |
| | ne | 学校からの依頼に応じ、思春期教室を開催 します。 | 健康課 |
| 68 | 自殺対策事業の実施 | 誰も自殺に追い込まれることのない社会を 実現するため、市民への啓発、悩みや困りご とを抱えている人に気づき、声をかけ、話を 聞き、適切な支援へつなぐ「ゲートキーパー」 の養成など、総合的な自殺対策を推進します。 | 福祉総務課 |

| 事業 | | 事業概要 | 担当課 |
|------|----------------------------------|--|-----------|
| 69 | 保健福祉総合相談・ くらしサポート相談 での相談対応 | 生活・仕事・病気のことなど、様々な悩みや 困りごとの相談に寄り添い、一緒に考え支援 します。 | 福祉総務課 |
| (新規) | 介護予防のための運 動へのきっかけづく り | 高齢者の身体状態を把握し、介護予防のための運動へのきっかけづくりとなる「フレイルチェック」を実施します。 | 地域包括ケア推進課 |
| (新規) | 特定健康診査・特定保 健指導の受診率向上 | 特定健康診査・特定保健指導の受診率を向 上させ、生活習慣病を予防します。 | 保険年金課 |

